

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第1657号
最終改正 令和8年4月7日付け7畜産第2746号
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

第1 趣旨

飼料穀物備蓄・流通合理化事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6畜産第3533号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策及び飼料作物種子備蓄対策並びに飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策及び配合飼料製造合理化対策で構成されるものとし、各対策ごとの細目及び具体的な手続等については、次のとおりとする。

- 1 飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策
別紙1に定めるとおりとする。
- 2 飼料穀物備蓄のうち飼料作物種子備蓄対策
別紙2に定めるとおりとする。
- 3 飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策
別紙3に定めるとおりとする。
- 4 飼料流通・製造合理化のうち配合飼料製造合理化対策
別紙4に定めるとおりとする。

第3 指導

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、補助事業者が事業実施計画に基づいて本事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該補助事業者に対し、本事業の履行について指導することができる。

第4 補助の対象

要綱第29の畜産局長が別に定める補助の対象となる経費は、別表に掲げるもののほか、別紙1、2、3及び4に定めるとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるもののみとする。

第5 不正行為に対する措置

畜産局長は、補助事業者が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、補助事業者に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第6 書類等の保存期間

補助事業者は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第7 その他

畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第1991号農林水産省生産局長通知。以下「旧実施要領」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧実施要領の規定に基づき実施している事業に対する旧実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費について

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等にかかる経費	・別紙 3 の事業において導入する機器の通信料等は除く。 ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	

	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	システム導入・開発費	本事業を実施するために直接必要なシステムの導入・開発の経費	・別紙3の事業に係るものに限る。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（補助事業者が協議会またはコンソーシアムの場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う

			う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

- 1 賃金及び事業推進事務費は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づいて算定するものとする。
- 2 上記の経費であっても、次の場合にあつては認めないものとする。
 1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 2. 補助事業の有無にかかわらず、補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合

(別紙 4)

配合飼料製造合理化対策
(配合飼料製造体制構築検討支援事業)

第 1 定義

- 1 この要領において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、次に該当するものをいう。なお、1 の(10)及び(11)の「外国関係法人」とは、農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号）第一条第三項に定めた法人のことをいう。
 - (1) 合併
 - (2) 分割
 - (3) 農業生産関連事業の譲渡又は譲受け
 - (4) 株式交換
 - (5) 株式移転
 - (6) 資産の譲渡又は譲受け
 - (7) 出資の受入れ
 - (8) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
 - (9) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
 - (10) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
 - (11) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
 - (12) 会社又は外国法人の設立又は清算
 - (13) 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
 - (14) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄
- 2 この要領において「配合飼料工場」とは、原料搬入設備、原料保管設備、粉碎・計量混合設備、各種変形加工設備、配合飼料保管設備、包装・充填設備、配合飼料出荷設備、制御設備、その他配合飼料製造に必要となる付帯設備、施設を覆うために必要な建築物等をいう。

第2 事業の内容

昨今の配合飼料価格の高止まりを踏まえ、生産者の経営継続を図る観点から、製造コストを低減させるために配合飼料工場の製造合理化を進め、ひいては配合飼料価格低減につなげられるよう配合飼料製造業者等又は協議会が行う配合飼料工場の事業再編に向けた次の取組に対し支援する。

なお、以下の3の取組を実施する場合にあっては、補助事業者は、様式第2号による事業再編計画又は農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第1項の規定に基づく主務大臣の認定が必要な事業再編計画（以下「支援法に基づく事業再建計画」をいう。）を策定することとする。

1 検討会の開催

配合飼料工場の事業再編に係る課題の把握や課題解決に向けた検討会の開催

2 事例調査の実施

配合飼料工場における事業再編に関する事例調査の実施

3 事業再編計画の策定

配合飼料工場における製造コストの低減の目標や手法を定める事業再編計画の策定

第3 補助事業者

補助事業者は要綱別表のとおりとし、要綱別表の補助事業者欄に規定する畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

1 配合飼料製造業者等

要綱第1に規定する配合飼料製造業者等であって、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 協議会

配合飼料製造業者等及びその関係者で構成される団体で、運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営について規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

第4 事業実施の手続

1 補助事業者の選定

補助事業者の募集及び選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 事業実施計画の作成

補助事業者は、要綱第6第1項に定める事業実施計画を、様式第1号により作成し、要綱第9第1項に定める交付申請書（要綱別記様式第1号）に添付して提出するものとする。

3 事業実施計画の変更

補助事業者は、要綱第15第1項の規定に基づき事業実施計画の変更を行おうとする場合には、前項の規定に準じて変更後の事業実施計画書（事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入したもの）を作成し、要綱第15第1項の変更等承認申請書（要綱別記様式第3号）に添付して提出するものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

第5 事業の要件

第2の1から3のいずれかの取組を実施する。

第6 事業の成果目標及び目標年度

1 成果目標は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2の1については、配合飼料工場の事業再編に係る課題の把握や課題の解決に向けた検討会を開催し、課題の提示及びその課題の解決に向けて行うべき取組内容の提案を成果目標として設定すること。なお、補助事業者が協議会である場合には、配合飼料工場の事業再編に係る課題の把握や課題の解決に向けた検討会を開催し、課題の提示及びその課題の解決に向けて行うべき取組内容を提案するとともに、傘下の会員に対して、その取組内容の共有を図ることを成果目標として設定すること。
- (2) 第2の2については、配合飼料工場における事業再編に関する事例調査数及びその事例から想定される課題の解決に向けて行うべき取組内容の提案を成果目標として設定すること。なお、補助事業者が協議会である場合には、その事例から想定される課題の解決に向けて行うべき取組内容を提案するとともに、優良事例があった場合には、傘下の会員に対して、優良事例の普及を図ることを成果目標として設定すること。
- (3) 第2の3については、事業再編計画の策定を成果目標として設定すること。

2 本事業の目標年度は、事業実施年度とする。

第7 事業実施結果等の報告

- 1 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1号に準じて作成

した事業実施計画の実績（事業実施計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入したもの）を作成し、要綱第20第1項の実績報告書（要綱別記様式第7号）に添付して、報告するものとする。なお、第2の3の取組を実施する場合にあっては、上記に規定する報告書の他に、様式2号による事業再編計画又は支援法に基づく事業再編計画を報告するものとする。

- 2 畜産局長は、前項に規定する報告書を受けた場合には、その内容を検討し、報告内容の不備等により、成果目標の達成が見込まれないと判断される場合は、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。

第8 事業の評価等

- 1 補助事業者は、自らの事業の評価を行い、成果目標の達成状況について、第6の目標年度の翌年度の7月末日までに、様式第3号により実施評価報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。
- 2 畜産局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を検討し、報告内容の不備等により、成果目標が達成されていないと判断される場合は、補助事業者に対して必要な指導等を行い、様式第4号により改善計画を提出させるものとする。
- 3 2の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、補助事業者が、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合、あるいは社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態が生じていると判断される場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
- 4 3により補助事業者から提出のあった改善計画の評価について、1及び2に準じて行う。

第9 補助対象経費等

本事業の補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

なお、協議会等の構成員である民間企業等から備品等を調達する場合には、別添「補助事業における利益等排除の考え方」により原価での取得とすることとする。

第10 事業の実施基準

- 1 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するもので

なければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

別紙 4 別表

補助対象経費及び補助率について

	取組内容及び補助経費	補助率	補助範囲
配合飼料製造体制構築 検討支援事業	配合飼料工場の事業再編に向けた検討に必要な取組 1 配合飼料工場の事業再編に係る課題の把握や課題解決に向けた検討会の開催に要する経費 2 配合飼料工場における事業再編の事例調査に要する経費 3 配合飼料工場における製造コストの低減の目標や手法を定める事業再編計画の策定に要する経費	定額	本要領別表に掲げる補助対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費

様式第 1 号（第 4 関係）

飼料穀物備蓄・流通合理化事業 配合飼料製造合理化対策のうち

配合飼料製造体制構築検討支援事業 実施計画書

1 補助事業者の概要及び事業実施体制等

補助事業者名 (名称) (役職・代表者名)		
事務局 (組織・団体名) (所在地) (事業担当者名)		
構成員	代表者の所属部署、役職及び氏名	事業内容及び事業に係る役割
		〇〇の立場として、〇〇を行う。

2 事業の目的

現状と課題	※事業再編の検討会や事例調査、再編計画の策定に取り組むに至った背景や現状の課題等について詳細に記載
事業の実施目的及び必要性	

3 令和〇年度 事業内容

取組名	時期及び回数	参集範囲	目的及び内容	備 考
1 検討会の開催				
2 事例調査の実施				
3 再編計画の策定				

4 成果目標の設定

1 検討会の開催 【検討会の計画】（検討会の参加者、検討会で議論する事項等を記載） 【実績】（検討会にて特定された課題及びその課題の解決に向けて行うべき取組内容の検討結果を記載（具体的な内容を記載））

2 事例調査の実施

【事例調査の計画】（配合飼料工場における事業再編に関する事例調査の対象とする工場や、調査の時期を含む調査内容を記載）

【実績】（実際に行った事例調査の内容、調査で明らかになった課題やその課題の解決に向けて行うべき取組内容を記載（具体的な内容を記載））

3 事業再編計画の策定（策定する事業再編計画には、製造コストの低減につながる内容を含める必要があることに留意して記載すること）

注1 実施する取組のみ記載すること。

注2 事業実施年度を目標年度とする成果目標を設定してください。

5 事業費（積算）

取組名	費目	細目	内容 (経費名・物品名等)	単価 (税抜)	事業費 (税込)	事業費の内訳		備考
						国庫補助金	自己負担等 (税込)	
(1) 検討会の開催				円	円	円	円	

小 計					円	円	円	
(2) 事例調査の実施				円	円	円	円	
小 計					円	円	円	
(3) 再編計画の策定				円	円	円	円	
小 計					円	円	円	
合 計					円	円	円	

注1 自己負担で実施する場合においても、事業費を積算し、記載すること。

注2 「費目」及び「細目」は、実施要領の別表の補助対象経費から該当するものを記載すること。

注3 添付する「単価」の根拠書類・証拠書類には、購入物品との突合をつけるため資料番号を付し、その資料番号を当該購入物品の備考に記載すること。

注4 交付申請及び実績報告時においては、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ備考に記載すること。

6 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェック✓を入れる。

☐

7 添付書類

添付資料	応募時	交付申請時	変更等承認 申請時	実績 報告時
① 配合飼料製造業者等又は協議会の構成員名簿、定款・規約（組織及び運営に関する規程、補助金の経理処理に関する規程は必須）等		※	※	※

飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち配合飼料製造合理化対策

事業再編計画書

事業実施年度：令和〇年度
補助事業者名：

配合飼料工場事業再編計画

1 補助事業者の基本情報

補助事業者名	
所在地	
代表者	

2 事業の目的及び製造合理化の基本的な方針

例）：〇〇会社が所有する２箇所の配合飼料工場について、効率的な製造を図るため、△△工場を廃棄・撤去し、□□工場に再編統合する。 また、再編統合に伴う、原料の増加に対応するため、□□工場の増強により稼働率の向上を図り、製造コストを低減させる。
--

注 「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記載すること。

3 配合飼料工場の現状及び目標

（１）本事業の対象となる配合飼料工場の現状（現状 ○年度）

①配合飼料工場の廃棄・撤去

事業者名	工場名 （所在地）	製造能力 （トン/月間）	製造量（トン/年間）	稼働率（％）	製造コスト （円/トン）	従業員数 （人）	主な対象畜種	施設における課題等
〇〇株式会社	□□工場 （〇〇市）							

②配合飼料工場の製造合理化（集約先）

事業者名	工場名 （所在地）	製造能力 （トン/月間）	製造量（トン/年間）	稼働率（％）	製造コスト （円/トン）	従業員数 （人）	主な対象畜種	施設における課題等
〇〇株式会社	□□工場 （〇〇市）							

注 算定して求めた数値については、算定根拠も併せて記載すること。

(2) 本事業の対象となる配合飼料工場（集約先）の製造合理化の目標（目標 ○年度）

事業者名	工場名 （所在地）	製造能力 （トン/月 間）	製造量（ト ン/年間）	稼働率 （％）	製造コスト （円/ト ン）	従業員数 （人）	主な対象畜 種	施設におけ る課題等
〇〇株式会 社	□□工場 （〇〇市）							

注 算定して求めた数値については、算定根拠も併せて記載すること。

その他期待される効果等

注1 (1) の欄について、原則、直近のデータとする。
 注2 (2) の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

様式第 3 号（第 8 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち配合飼料製造合理化対策
実施評価報告書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657
号農林水産省畜産局長通知）別紙 4 第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告
する。

飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち配合飼料製造合理化対策

実施評価報告書

事業実施年度：令和〇年度
補助事業者名：

1 事業内容

--

注 取組内容がわかる資料等を添付すること。

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
令和 年 月 日	令和 年 月 日	

3 成果目標の達成状況

※検討会を実施した場合には、課題の解決に向けて行うべき取組内容をできるだけ詳細に記載してください。
事例調査を実施した場合には、事例から想定される課題の解決に向けて行うべき取組内容をできるだけ詳細に記載してください。

--

--

その他事業実施による効果	
自己評価（注）	

注「自己評価」の欄には「成果目標の達成状況」が低い場合、その結果分析や改善策等を記載する。

4 事業の成果品等

- 1 .
- 2 .

注 事業実施の成果品（報告書等）又は事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

様式第 4 号（第 8 関係）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 省 畜 産 局 長 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち配合飼料製造合理化対策
に関する改善計画

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657
号農林水産省畜産局長通知）別紙 4 第 8 の 2 の規定に基づき、改善計画を報告す
る。

記

1 事業の取組の経過

2 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び改善内容

〇年度における 成果目標	内容不備となった理由等	改善内容